



# 長野県報

6月28日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2177号

## 目 次

### 規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課) .....	1
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	1

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) .....	2
都市計画事業の認可(都市計画課) .....	3

### 公 告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) .....	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	4
平成21年度における公文書の公開の実施状況(情報公開・私学課) .....	5
平成21年度における個人情報の開示請求等の運用状況(情報公開・私学課) .....	155
平成23年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程(修士課程)の学生の募集(医療推進課) .....	170
平成23年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の募集(医療推進課) .....	171
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) .....	172
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	172
一般競争入札(ものづくり振興課) .....	173

### 訓 令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課) .....	174
長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課) .....	175

## 規則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第26号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(2)中「5,000万円」を「8,000万円」に、「800万円以上の測量」を「1,200万円以上の測量」に改め、同6の(4)のシの(7)中「5,000万円」を「8,000万円」に、「800万円」を「1,200万円」に改め、同(5)のアの(7)中「5,000万円」を「8,000万円」に、「800万円」を「1,200万円(森林整備業務にあつては800万円)」に改め、同(7)のキ中「5,000万円」を「8,000万円」に、「800万円以上の測量」を「1,200万円以上の測量」に改め、同39の(13)のア中「5,000万円」を「8,000万円」に、「800万円」を「1,200万円」に改める。

### 附 則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年6月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第4条の8」を「第4条の7」に改める。

第4条第3号中「、第4条の4」及び「第4条の4及び」を削る。

第4条の4を削る。

第4条の5第1項中「の規定」を「又は第3項の規定」に改め、「及び職員の配偶者で当該子の親であるもの」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第4条の5第2項及び第3項中「に規定」を「又は第3項に規定」に改め、同条を第4条の4とする。

第4条の6第1項第4号を削り、同条第2項第2号中「子が」の次に「、条例第5条の2第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加え、同条を第4条の5とする。

第4条の7第1項中「第1項第4号」を「第1項第3号及び第4号」に、「第5条の2第3項」を「第5条の2第4項」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、同条第2項中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に、「第5条の2第3項」を「第5条の2第4項」に、「同条第2項」を「同条第3項の」に、「第4条の5第1項中「子及び職員の配偶者で当該子の親であるもの」を「第4条の4第1項から第3項までの規定中「第5条の2第2項又は第3項」とあるのは「第5条の2第3項」と、同条第1項中「子」に、「並びに」とあるのは「及び」を「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは、「ならない」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に改め、同条を第4条の6とし、第4条の8を第4条の7とする。

第8条第1項の表の第17号中「を行う場合又は子に予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行われる予防接種を受けさせる」を「(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話を又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める子の世話をいう。)を行う」に、「複数いる」を「2人以上の」に、「この場合にあつては、養育する子1人につき5日を限度とする。」を「(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日)」に改め、同表中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次のように加える。

18 条例第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合

一の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

第8条第2項中「第18号」を「第19号」に、「第1号に規定する」を「当該」に改め、「おいて、」の次に「第1号に規定する休暇にあつては」を、「端数が」の次に「、第2号に規定する休暇にあつては当該残日数に4時間未満の端数が」を加え、同項第1号中「第17号」を「第18号」に改め、同項第2号中「1日」を「1日又は4時間」に改め、同条第3項中「休暇」の次に「又は4時間を単位として与えられた同項第2号に規定する休暇」を加える。

第11条第1項中「第8条第1項の表の第21号」を「第8条第1項の表の第22号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。



#### 長野県告示第383号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井仁

##### 1 保安林予定森林の所在場所

大町市美麻字三本木中平15528の5・字御堂入15560の2から15560の6まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第384号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井仁

##### 1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字中込1932の2、1932の3、1933の1、1933の2、1933の6、1941の1

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課